

○宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター産業動物感染症対策委員会細則

〔 平成25年11月28日 〕
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター規則第13条第2項の規定に基づき、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター産業動物感染症対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、宮崎大学（以下「本学」という。）及び国内における産業動物感染症対策に係る次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 産業動物の伝染病等の状況把握に関する事項
- (2) 産業動物の伝染病等のまん延防止に関する事項
- (3) 伝染病等罹患動物、その斃死動物及び病原体に汚染されたもの等の取扱いに関する事項
- (4) 人への伝播及び人への危害防止に関する事項
- (5) 本学内外への広報及び支援活動に関する事項
- (6) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各部門長
- (4) その他委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は同条第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、職務を代行する。

(事務)

第5条 委員会の事務は、農学部事務部において処理する。

附 則

この細則は、平成25年11月28日から施行する。